

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年5月27日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務の名称

令和6年度「食パラダイス鳥取県！『もっと地産地消×フェアプライスプロジェクト』月間キャンペーン」発信業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の内容

本業務は、「地産地消月間及びフェアプライスプロジェクト月間」に合わせて実施するキャンペーンに係るテレビ等動画CM制作・放映及びPR資材作成等の業務である。

なお、詳細は、別添令和6年度「食パラダイス鳥取県！『もっと地産地消×フェアプライスプロジェクト』月間キャンペーン」発信業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 業務の目的

令和6年9月1日から同年11月30日までの「地産地消月間」に併せて「フェアプライスプロジェクト月間」を展開することで「地産地消」と「フェアプライス」の両取組を広く県民に周知し、鳥取県産農林水産物への愛着と生産現場への理解を高めることで、適正価格による積極的な購入の促進を目的とする。

(4) 業務期間

契約締結日から令和6年12月31日まで

(5) 予算額 金5,039千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「広告・広報」及び「イベント企画・運営」のいずれにも登録されている者であること。
- (4) 令和6年5月27日（月）から同年6月21日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 令和6年5月27日（月）から同年6月21日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 審査会の設置

- (1) 鳥取県は、企画提案等の順位を決定するため、「食パラダイス鳥取県！『もっと地産地消×フェアプライスプロジェクト』月間キャンペーン」発信業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会は、企画提案等の内容を審議し、順位を決定するものとする。

- (3) 審査会は4名で構成し、委員長及び委員を置くものとする。
- (4) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

4 評価方法

鳥取県は、令和6年度「食パラダイス鳥取県！『もっと地産地消×フェアプライスプロジェクト』月間キャンペーン」発信業務委託評価要領（以下「評価要領」という。）を定め、審査会が評価要領に基づいて評価を行う。

5 最優秀提案者の選定方法

予算額の範囲内の見積書を提出した者であって、4により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。その他詳細は評価要領による。

6 手続等

(1) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課
電 話 0857-26-7853 ファクシミリ 0857-21-0609
電子メール shoku-paradise@pref.tottori.lg.jp

(2) 企画提案書等作成要領の交付

「企画提案書等作成要領」（以下「作成要領」という。）は、令和6年5月27日（月）から同年6月21日（金）までの間に、インターネットの鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/305661.htm>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和6年5月27日（月）から同年6月21日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

7 企画提案参加申込書等の提出

- (1) この公募型プロポーザルへの参加しようとする者は令和6年度「食パラダイス鳥取県！『もっと地産地消×フェアプライスプロジェクト』月間キャンペーン」実施業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）第7条に基づき次のとおり手続きを行うこと。

ア 提出書類

企画提案参加申込書（様式第1号）及び公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）各1部

イ 提出期間及び時間

令和6年5月27日（月）から同年6月5日（水）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする（必着）。

ウ 提出方法

持参又は郵便等の方法により提出すること。ただし、郵便等による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

エ 提出場所

6の(1)に同じ。

オ その他

この公募型プロポーザルへの参加は、アの提出書類をイの期間内に提出した者に限る。

- (2) (1)により提出のあった書類を審査の上、プロポーザルへの参加資格の有無を確認する審査を行い、その結果を令和6年6月12日(水)までに通知する。
- (3) (2)に定める審査によりプロポーザルへの入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、プロポーザルへの入札参加資格がないとした理由について、令和6年6月17日(月)正午までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (4) (3)により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和6年6月19日(水)までに書面により回答する。

8 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 企画提案書等は、作成要領に基づき作成するものとする。
提案者は、本業務を一括して第三者に委託(請負を含む。以下「再委託」という。)することはできないが、企画提案書等の作成に当たり、本業務の一部を再委託する予定の者又は本業務に関する助言等を受ける予定の者(以下「協力者等」という。)の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領1の(1)のアの(イ)の事業の実施体制を明らかにする書類に記載すること。
- (2) 提出方法
7の(1)のウに同じ
- (3) 提出場所
6の(1)に同じ。
- (4) 提出期間及び時間
令和6年5月27日(月)から同年6月21日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする(必着)。
- (5) 提出部数及び規格
【社名の記載があるもの】
提出部数：正本1部(添付書類も同様)
規格：A4判縦(A3判の折込可)
【社名を伏せたもの】
提出部数：正本1部、副本5部(添付書類も同様)
規格：A4判縦(A3判の折込可)
- (6) 企画提案書等の作成に当たって質問がある場合は、質問書(任意様式)を作成し、電子メールにより6の(1)に定める場所に令和6年5月31日(金)正午までに提出すること。電子メール以外の方法による質問の提出は、受け付けない。なお、電子メールを送信する際は、件名に「令和6年度「食パラダイス鳥取県!『もっと地産地消×フェアプライスプロジェクト』月間キャンペーン」発信業務」と記載すること。
- (7) (6)により提出された質問及び当該質問に対する回答は、令和6年6月3日(月)までにインターネットの鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/305661.htm>)によりまとめて閲覧に供する。

9 プレゼンテーションの実施

詳細の日時及び場所については、企画提案書等を提出した者に別途連絡する。

- (1) 日時(予定)
令和6年6月下旬(平日)
- (2) 場所(予定)
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県庁内会議室
- (3) 条件
プレゼンテーションは1提案につき15分以内とすること。
なお、実施時間の10分前までに集合すること。
- (4) その他
ア 審査会で使用する資料は企画提案書提出時の資料のみで行い、追加資料配布は認

めない。

イ プレゼンテーション終了後、10 分間程度の質疑応答を行う。

ウ 情勢によりプレゼンテーションの実施方法を変更する場合がある。その場合は参加表明者に別途通知する

10 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

11 契約保証金

契約の相手方（以下「受託者」という。）は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 スケジュール

契約の締結に至るまでの手続き及び時期は次のとおりとする。

(1) 県ホームページ掲載（公募開始）	令和 6 年 5 月 27 日（月）
(2) 質問受付期限	令和 6 年 5 月 31 日（金）
(3) 質問に対する回答期限	令和 6 年 6 月 3 日（月）
(4) 企画提案参加申込書の提出期限	令和 6 年 6 月 5 日（水）
(5) 参加資格有無通知期限	令和 6 年 6 月 12 日（水）
(6) 企画提案書等提出期限	令和 6 年 6 月 21 日（金）
(7) 審査会開催（プレゼンテーション及び審査の実施）	令和 6 年 6 月下旬
(8) 審査結果の通知	令和 6 年 6 月下旬
(9) 契約締結等の協議及び見積り依頼	令和 6 年 7 月上旬
(10) 契約締結	令和 6 年 7 月上旬

13 その他

(1) 企画提案書等の無効

ア 2の参加資格のない者又は実施要領第 7 条第 1 項に掲げる有効な提出書類を提出期限までに提出のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は、無効とする。

イ プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書等は、無効とする。

(2) 提案者の失格

提案者のうち審査委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に通知し、その概要をインターネットの鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/305661.htm>)で公表するものとする。

(4) 企画提案書等作成等に係る経費負担

企画提案書等の作成・提案に係る費用及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(5) 企画提案書等の取扱い

企画提案書等は、原則として返却しない。

なお、鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提案者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

(6) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 鳥取県は、提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(7) 契約の解除

受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすること
その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(8) その他

詳細は、仕様書及び作成要領による。